

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月19日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社 新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 ティエリー ポルテ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 野上 義彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 野上 義彦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 (大阪市中央区瓦町三丁目5番7号) 株式会社新生銀行名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目1番1号) 株式会社新生銀行大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号) 株式会社新生銀行ららぽーと支店 (千葉県船橋市浜町二丁目1番1号) 株式会社新生銀行横浜支店 (横浜市西区南幸一丁目9番13号) 株式会社新生銀行神戸支店 (神戸市中央区三宮町三丁目7番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月12日に提出した第8期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【中間連結財務諸表等】

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末

(訂正前)

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は623百万円、延滞債権額は39,076百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,041百万円、延滞債権額は2,936百万円であります。

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,961百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,651百万円であります。

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,205百万円であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,773百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(訂正後)

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は814百万円、延滞債権額は41,682百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は895百万円、延滞債権額は5,365百万円であります。

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,958百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,648百万円であります。

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,999百万円であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,052百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

以上